

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

組織規程

	制定	平成18年4月1日18規程第23号
一部改正	平成18年12月1日18産技総総第358号	
一部改正	平成20年4月1日19産技総総第656号	
一部改正	平成20年10月1日20産技総総第322号	
一部改正	平成21年4月1日20産技総総第687号	
一部改正	平成22年1月18日21産技総総第552号	
一部改正	平成22年3月17日21産技総総第695号	
一部改正	平成23年1月17日22産技総総第613号	
一部改正	平成23年3月25日22産技総総第785号	
一部改正	平成23年9月26日23産技総総第350号	
一部改正	平成24年7月26日24産技総総第243号	
一部改正	平成24年8月28日24産技総総第294号	
一部改正	平成24年9月25日24産技総総第355号	
一部改正	平成25年3月22日24産技総総第766号	
一部改正	平成25年9月19日25産技総総第345号	
一部改正	平成25年11月29日25産技総総第415号	
一部改正	平成26年3月24日25産技総総第755号	
一部改正	平成26年12月12日26産技総総第569号	
一部改正	平成27年3月23日26産技総総第842号	
一部改正	平成28年3月30日27産技総総第871号	
一部改正	平成28年4月26日28産技総総第53号	
一部改正	平成29年3月21日28産技総総第738号	
一部改正	平成30年3月30日29産技総総第849号	
一部改正	平成31年3月26日30産技総総第954号	
一部改正	2020年3月30日2019産技総総第866号	
一部改正	2021年3月31日2020産技総総第765号	
一部改正	2022年3月17日2021産技総総第800号	
一部改正	2022年9月30日2022産技総総第459号	
一部改正	2023年3月24日2022産技総総第918号	
一部改正	2024年3月29日2023産技総総第927号	
一部改正	2025年3月28日2024産技総総第924号	

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 組織（第2条）

第2章の2 会議（第2条の2）

第3章 職（第3条―第9条）
第4章 職責（第10条―第16条）
第5章 分掌事務（第17条）
附則

第1章 総則
（目的）

第1条 この規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）の理事長の権限に属する事務を処理するために必要な組織、職員の職責及び事務に係る決定権限の合理的配分と決定手続を定めることにより、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事務執行の能率的な運営と事案の決定の適正化に資することを目的とする。

第2章 組織
（組織）

第2条 都産技研に、下表に掲げる組織を置く。

本部組織	部組織	課組織
一	－	内部監査室
	－	デジタル化推進室
	企画部	経営企画室
		開発企画室
		プロジェクト企画室
		連携企画室
		バンコク支所
	総務部	総務課
		財務会計課
		環境安全管理室
研究開発本部	物理応用技術部	電気技術グループ
		機械技術グループ
		光音技術グループ
	機能化学材料技術部	マテリアル技術グループ

		プロセス技術グループ
		バイオ技術グループ
	情報システム技術部	IoT 技術グループ
		ロボット技術グループ
		通信技術グループ
技術支援本部	技術支援部	技術振興室
		実証試験技術グループ
		計測分析技術グループ
	地域技術支援部	城東支所
		墨田支所
		城南支所
		食品技術センター
	多摩テクノプラザ	総合支援課
		電子技術グループ
		複合素材技術グループ

- 2 前項に掲げる企画部、総務部、研究開発本部及び技術支援本部の室、支所、食品技術センター及び課並びに内部監査室及びデジタル化推進室に係を置く。
- 3 技術支援本部技術支援部技術振興室に輸出製品技術支援センターを置く。
- 4 この他、理事長は臨時で事務を処理するため、必要な組織を置くことができる。

第2章の2 会議

(会議)

第2条の2 都産技研に下表における会議を置く。

会議名	目的
理事会	法人の経営に関する重要事項並びに経営会議の議長が必要と認めた事項について審議する
経営会議	法人の経営に関する重要事項を審議する
運営会議	法人の運営に関する事項を審議する

内部統制会議	法人の内部統制、コンプライアンス及びリスク管理に関する事項について審議する
人事会議	法人の人事に関する事項について審議する
資金・資産会議	法人の資金及び物品に関する事項について審議する
情報マネジメント会議	法人の情報化の推進、情報セキュリティ及び情報発信に関する事項について審議する
安全健康会議	法人の安全衛生、作業環境に関する事項について審議する

2 前項で定めた各会議に関し、必要な事項は別に定める。

第3章 職

(理事長の職)

第3条 法人を代表し、法人の業務を総理する長として理事長を置く。

(理事の職)

第4条 理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行うため理事を置く。

(監事の職)

第5条 法人の業務を監査するため、監事を置く。

(本部長の職)

第6条 本部に本部長を置く。

(部長等の職)

第7条 都産技研職員就業規則第4条、都産技研任期付職員就業規則第4条及び都産技研ワイドキャリアスタッフ就業規則第4条に定める参事の職（以下、「部長等の職」という。）として、部に部長を、多摩テクノプラザに所長を置く。

2 理事長は第1項及び第2項に定める職のほか、部長等の職として、部及び多摩テクノプラザに主席研究員又は担当部長を置くことができる。

(課長等の職)

第8条 都産技研職員就業規則第4条、都産技研任期付職員就業規則第4条及び都産技研ワイドキャリアスタッフ就業規則第4条に定める副参事の職（以下、「課長等の職」という。）として、企画部、総務部、物理応用技術部、機能化学材料技術部、情報システム技術部及び地域技術支援部に部を統括する支所長、室長、課長、グループ長を置く。

- 2 課長等の職として、支所に支所長を、食品技術センターに食品技術センター長を置く。
- 3 課長等の職として、室に室長を、グループにグループ長を、課に課長を置く。
- 4 理事長は前3項に定める職のほか、課長等の職として、支所、食品技術センター、室、グループ及び課に上席研究員及び担当課長を置くことができる。
(係長等の職)

第9条 都産技研職員就業規則第4条、都産技研任期付職員就業規則第4条及び都産技研ワイドキャリアスタッフ就業規則第4条に定める主任の職（以下、「係長等の職」という。）として、係に係長を、輸出製品技術支援センターに輸出製品技術支援センター長を置く。

- 2 係長等の職として、支所、食品技術センター、室、グループ及び課に主任研究員を置く。
- 3 理事長は、係長等の職として、支所、食品技術センター、室、グループ及び課に担当係長を置くことができる。

(副主任等の職)

第10条 都産技研職員就業規則第4条、都産技研任期付職員就業規則第4条及び都産技研ワイドキャリアスタッフ就業規則第4条に定める副主任の職（以下、「副主任等の職」という。）として、支所、食品技術センター、室、グループ及び課に副主任研究員及び副主任を置く。

(主事等の職)

第11条 都産技研職員就業規則第4条、都産技研任期付職員就業規則第4条及び都産技研ワイドキャリアスタッフ就業規則第4条に定める主事の職（以下、「主事等の職」という。）として、支所、食品技術センター、室、グループ及び課に研究員及び主事を置く。

第4章 職責

第12条 理事長は、法人を代表し、法人の業務を総理し、所属職員を指揮監督する。

(理事の職責)

第13条 理事は、理事長の命を受け、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 理事の担任事項については、理事長が別に定める。

(監事の職責)

第14条 監事は法人の業務を監査する。

(本部長の職責)

第15条 本部長は、理事長の命を受け、本部の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(部長等の職責)

第16条 企画部長及び総務部長は、理事長又は理事の命を受け、部の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 物理応用技術部長、機能化学材料技術部長及び情報システム技術部長は、理事長、理事又は研究開発本部長の命を受け、部の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 技術支援部長、地域技術支援部長及び多摩テクノプラザ所長は、理事長、理事又は技術支援本部長の命を受け、部又は多摩テクノプラザの業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

4 第1項から第3項までに定めのない部長等の職に当たる職員は、理事長、理事又は上司の命を受け、担当する業務を遂行し、職員を指導育成する。

5 主席研究員の職に当たる職員は、理事長、理事又は上司の命を受け、担当する高度な研究・支援業務を遂行する。

(課長等の職責)

第17条 内部監査室長及びデジタル化推進室長は、理事長又は理事長が指名する者の命を受け、室の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 総合支援課長、電子技術グループ長及び複合素材技術グループ長は、多摩テクノプラザ所長の命を受け、課又はグループの業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 第8条第1項に規定する支所長、課長、室長、グループ長は、部長の命を受け、部を統括するとともに、支所、課、室又はグループの業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

4 前3項に掲げる以外の支所長、食品技術センター長、課長、室長及びグループ長は、部長の命を受け、支所、食品技術センター、課、室又はグループの業務

をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

5 前4項に定めのない課長等の職に当たる職員は、理事長、理事又は上司の命を受け、担当する業務を遂行し、職員を指導育成する。

6 上席研究員の職に当たる職員は、理事長、理事又は上司の命を受け、担当する高度な研究・支援業務を遂行する。

(係長等の職責)

第18条 係長、輸出製品技術支援センター長及び主任研究員は、支所長、食品技術センター長、グループ長、室長又は課長の命を受け、係等の業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 担当係長は、支所長、食品技術センター長、グループ長、室長又は課長の命を受け、担当する業務に従事し、職員を指導育成する。

(副主任等の職責)

第19条 副主任研究員及び副主任は、支所長、食品技術センター長、グループ長、室長又は課長の命を受け、担当する高度な業務を処理する。

(主事等の職)

第20条 研究員及び主事は、支所長、食品技術センター長、グループ長、室長又は課長の命を受け、担当する業務を処理する。

第5章 分掌事務

(分掌事務)

第21条 組織の分掌事務は次のとおりとする。

内部監査室

内部監査係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 内部監査による内部統制支援に関すること。
- (2) 監事による内部統制支援に関すること。
- (3) その他内部統制支援に関すること。
- (4) 内部通報・外部通報に関すること。
- (5) 懲戒処分に関すること。
- (6) 法務の支援に関すること。

デジタル化推進室

デジタル化企画係及び情報基盤係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 業務のデジタル化推進に関する企画・調整に関すること。
- (2) テレワーク、オンライン会議等の情報機器に関すること。
- (3) グループウェア、電子メールシステム等共通システムの構築、管理に関すること。
- (4) 共通ネットワークの構築、運用、管理及び調整に関すること。
- (5) その他、情報システム、ネットワークの運用支援に関すること。
- (6) 情報セキュリティ管理に関すること。
- (7) 情報機器管理に関すること。

企画部

経営企画室

企画調整係、及び広報係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 事業計画、調査、分析及び調整に関すること。
- (2) 事業予算の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (3) 法人評価委員会に関すること。
- (4) 中期計画及び年度計画に関すること。
- (5) 機器整備計画の企画及び調整に関すること。
- (6) 機器の修理及び校正管理に関すること。
- (7) 研究施設の利用調整に関すること。
- (8) 理事会、経営会議等、及び部長連絡会に関すること。
- (9) 技術情報の収集、分析、調整、提供及び管理に関すること。
- (10) 商工部との連絡調整に関すること。
- (11) 内部統制の推進に関すること。
- (12) J K A補助金など各種補助金事業の管理に関すること。
- (13) 広報普及事業に関わる企画、調整及び連絡に関すること。
- (14) 業務の広報に関すること。

- (15) 展示会の出展に関すること。
- (16) 本部の常設展示に関すること。
- (17) 各種普及事業の実施に関すること。
- (18) 刊行物の編集及び発行に関すること。
- (19) 見学等に関すること。
- (20) プレス対応に関すること。
- (21) 図書資料の収集、図書室の管理運営及び外部図書館連携に関すること。
- (22) 外部文献データベースの利用に関すること。
- (23) ウェブサイトの運営に関すること。
- (24) バンコク支所の運営支援に関すること。
- (25) その他経営企画、及び広報に関すること。

開発企画室

研究管理係、知的財産係及び外部資金係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 研究開発戦略に関すること。
- (2) 基盤研究の予算計画、進行管理及び評価に関すること。
- (3) 共同研究の企画、調整及び進行管理に関すること。
- (4) 外部資金導入研究事業に関すること。
- (5) 受託研究に関すること。
- (6) 知的財産の戦略及び管理に関すること。
- (7) 学協会の団体加入に関すること。
- (8) 研究ミスコンダクト防止に関すること。
- (9) その他研究開発事業に関すること。

プロジェクト企画室

プロジェクト企画係、プロジェクト経理係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 航空機産業への参入支援事業、活発な活動を支える障害者用具等研究開発推進事業、バイオ基盤技術を活用したヘルスケア産業支援事業、ものづくりベンチャー育成事業、クラウドと連携した5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業、フードテックによる製品開発支援事業、サーキュラーエコノミーへの転換支援事業、及び介護現場のニーズに対応した研究開発推進事業及び水素エネルギーの活用に関する研究開発推進事

業（以下「プロジェクト」という。）の企画、調整及び進行管理に関すること。

（２）プロジェクト予算の計画及び進行管理に関すること。

（３）プロジェクト基盤研究及び共同研究の企画、調整及び進行管理に関すること。

（４）プロジェクトの共同研究契約、委託、請負その他の契約に関すること。

（５）プロジェクトの技術セミナー及び講習会の企画及び調整に関すること。

（６）プロジェクトに係る東京都及び公益財団法人東京都中小企業振興公社、その他関係機関との連絡調整に関すること。

（７）プロジェクトの広報に関すること。

（８）プロジェクトの財産管理に関すること。

（９）施設の取締り及び利用調整に関すること。

（１０）その他プロジェクト企画に関すること。

連携企画室

産業交流係及び技術評価係を置き、次の事務を所掌する。

（１）産学公連携事業に関すること。

（２）国、地方公共団体、産業支援団体、大学、公設試験研究機関等との連携に関すること。

（３）公立鉦工業試験研究機関長協議会に関すること。

（４）首都圏公設試連携の企画、調査、検討及び実施に関すること。

（５）産業技術連絡会議の連絡、調整及び実施、その他広域連携に関すること。

（６）異業種交流会、業種別交流会、技術研究会等の調整及び運営管理に関すること。

（７）学協会との連携事業に関すること。

（８）連携大学院生、研修生等の受け入れに関すること。

（９）技術審査事業の調整及び管理に関すること。

（１０）その他の連携企画に関すること。

バンコク支所

バンコク支所に係わる次の事務を所掌する。

- (1) 東南アジア地域日系中小企業への技術相談及び調査に関すること。
- (2) 東南アジア地域日系中小企業への産業人材育成に関すること。
- (3) 東南アジア地域の中小企業や中小企業支援機関等との交流・連携及び情報発信に関すること。
- (4) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関すること。
- (5) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (6) バンコク支所における会計・経理の事務に関すること。
- (7) バンコク支所における人事・労務・法務の手続きに関すること。
- (8) 施設、財産、通信設備等の維持管理に関すること。
- (9) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること。
- (10) その他バンコク支所管理運営に関すること。

総務部

総務課

庶務係及び人事給与係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 安全衛生管理に関すること。
- (2) 規程類の管理及び調整に関すること。
- (3) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 労務管理に関すること。
- (6) 職員研修及び研修出向に関すること。
- (7) 社会人博士課程への派遣に関すること。
- (8) 本部における所有車の運転等に関すること。
- (9) 本部の無料送迎バスに関すること。
- (10) 施設の取締りに関すること。
- (11) 人事に関すること。
- (12) 給与、旅費、社会保険等に関すること。

- (13) 所属職員の福利厚生に関すること。
- (14) 表彰及び表彰制度に関すること。
- (15) 総務システムの活用・更新に関すること。
- (16) 他の室、支所、食品技術センター、グループ及び課に属しないこと。

財務会計課

経理係、出納係及び経理担当を置き、次の事務を分掌する。

- (1) 経営管理に関すること。
- (2) 予算、決算及び会計に関すること。
- (3) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること。
- (4) 財産管理に関すること。
- (5) 収入その他の会計事務に関すること。
- (6) 資金管理に関すること。
- (7) 財務会計システムの活用・更新に関すること。
- (8) その他経理及び出納に関すること。

環境安全管理室

施設係、設備担当及び安全係を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 土地、建物、工作物等の工事及び維持管理に関すること。
- (2) 施設の利用調整に関すること。
- (3) 電気及び通信設備の維持管理並びに電話交換に関すること。
- (4) 給排水、冷暖房設備等の運転及び保守管理に関すること。
- (5) 薬品、毒物・劇物及び危険物の管理に関すること。
- (6) 高圧ガスの管理に関すること。
- (7) 放射線の管理に関すること。
- (8) 環境マネジメントに関すること。
- (9) 省エネルギー対策に関すること。
- (10) 本部の廃棄物に関すること。
- (11) 防火、防災及び安全対策に関すること。
- (12) その他環境安全管理に関すること。

研究開発本部

物理応用技術部

電気技術グループ

担当分野としてMEMS、電気応用及び高電圧を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) MEMS技術に関すること。
- (2) 電力有効活用に関すること。
- (3) 電気機器・部品及び電気材料の評価及び応用に関すること。
- (4) 電気安全に関すること。
- (5) 高電圧に関すること。
- (6) その他電気技術に関すること。

機械技術グループ

担当分野として機械システム、熱エネルギー加工、金属加工及び積層造形を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 機械の設計及び構造解析に関すること。
- (2) 機械システムに関すること。
- (3) 機械加工に関すること。
- (4) 素形材加工に関すること。
- (5) 熱エネルギー加工に関すること。
- (6) 機械材料の非破壊検査に関すること。
- (7) CAD/CAEを活用した設計及び解析に関すること。
- (8) 立体造形技術に関すること。
- (9) 航空機産業への参入支援事業に係る試験、研究開発、支援等に関すること。
- (10) その他機械技術に関すること。

光音技術グループ

担当分野として音響及び光源・照明光放射特性を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 音響機器に関すること。

- (2) 音響材料に関すること。
- (3) 振動、騒音及び超音波に関すること。
- (4) 音圧レベル及び振動加速レベルの環境計量証明事業に関すること。
- (5) 光放射に関すること。
- (6) 照明技術に関すること。
- (7) その他光音技術に関すること。

機能化学材料技術部

マテリアル技術グループ

担当分野として高分子材料、触媒材料、光材料・デバイスおよび材料合成・特性評価を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 高分子材料に関すること。
- (2) 触媒材料に関すること。
- (3) 光材料・デバイスに関すること。
- (4) 材料合成・特性評価に関すること。
- (5) その他材料技術に関すること。

プロセス技術グループ

担当分野として表面処理、表面物性制御及び環境負荷計測制御を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 表面改質技術に関すること。
- (2) めっき技術に関すること。
- (3) 塗装技術に関すること。
- (4) トライボロジーに関すること。
- (5) 環境負荷低減技術に関すること。
- (6) 環境浄化技術に関すること。
- (7) 濃度の環境計量証明事業に関すること。
- (8) その他プロセス技術に関すること。

バイオ技術グループ

担当分野としてヘルスケア産業支援及び微生物応用を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 生体、化粧品、食品等のバイオ関連の材料に関すること。

- (2) 医療機器に関すること。
- (3) 微生物及びその利用技術に関すること。
- (4) バイオ基盤技術を活用したヘルスケア産業支援事業に係る試験、研究開発、支援等に関すること。
- (5) その他バイオ技術に関すること。

情報システム技術部

I o T 技術グループ

担当分野としてIoTソリューション及びシステム化技術を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) I o T 技術に関すること。
- (2) I o T 製品化及び I o T システムの導入支援に関すること。
- (3) I o T 製品化及び I o T システムの開発支援に関すること。
- (4) I o T 製品化及び I o T のシステム化における評価・セキュリティに関すること。
- (5) クラウドと連携した 5 G ・ I o T ・ ロボット製品開発等支援事業のうち I o T 技術に関すること。
- (6) その他 I o T 関連技術に関すること。

ロボット技術グループ

担当分野として機構安全及びアプリケーションを置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) サービスロボットの安全性評価に関すること。
- (2) サービスロボットの機構設計に関すること。
- (3) サービスロボットのソフトウェアに関すること。
- (4) サービスロボットの導入支援に関すること。
- (5) クラウドと連携した 5 G ・ I o T ・ ロボット製品開発等支援事業のうちロボット技術に関すること。
- (6) その他ロボット関連技術に関すること。

通信技術グループ

担当分野として高周波及び情報通信を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 電波及び電磁ノイズに関すること。

- (2) 高周波回路の設計及び応用に関すること。
- (3) 次世代通信ネットワークの応用、情報伝送及びその評価・セキュリティに関すること。
- (4) 5 G 技術に関すること。
- (5) 5 G 製品化及び 5 G システム等の導入支援に関すること。
- (6) クラウドと連携した 5 G ・ I o T ・ ロボット製品開発等支援事業のうち 5 G 技術に関すること。
- (7) その他 5 G をはじめとする次世代通信技術に関すること。

技術支援本部

技術支援部

技術振興室

相談支援係、技術セミナー係、製品開発支援ラボ係及び輸出製品技術支援センターを置き、次の事務を所掌する。

- (1) 総合支援窓口及び本部相談室等の管理及び運営に関すること。
- (2) 依頼試験、機器利用及びオーダーメイド型技術支援の調整及び管理に関すること。
- (3) 成果物の発行及び管理に関すること。
- (4) 技術支援事業管理システムの運用、管理及び保守に関すること。
- (5) 技術セミナー及び講習会等の企画、連絡、調整及び実施に関すること。
- (6) 東京イノベーションハブに関すること。
- (7) 製品開発支援ラボの運営に関すること。
- (8) 中小企業の製品輸出等の海外展開を推進、支援する輸出製品技術支援センターの運営及び管理に関すること。
- (9) 広域首都圏輸出製品技術支援センターに関すること。
- (10) 海外展示会への出展に関すること。
- (11) その他技術振興に関すること。

実証試験技術グループ

担当分野として環境試験、電気・温度試験、製品・材料強度及び長さ・形状測定を置き、以下の技術に係る試験、研究開発支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 温湿度試験に関すること。

- (2) 電気及び温度測定に関すること。
- (3) 製品及び材料の強度試験に関すること。
- (4) 振動及び衝撃試験に関すること。
- (5) 長さ及び形状測定に関すること。
- (6) 計量法校正事業者登録制度に関すること。
- (7) 計測器の所内校正に関すること。
- (8) その他実証試験技術に関すること。

計測分析技術グループ

担当分野として材料分析及び放射線応用を置き、以下の技術に係る試験、研究開発支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 材料の構造解析及び組成分析に関すること。
- (2) 材料の形態観察に関すること。
- (3) 放射線計測に関すること。
- (4) 放射線を利用した非破壊検査に関すること。
- (5) 放射線、電子線照射の利用技術に関すること。
- (6) 放射線安全管理に関すること。
- (7) その他計測分析技術に関すること。

地域技術支援部

城東支所

担当分野としてプロダクトデザイン、ものづくり支援を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理に関すること。
 - ア プロダクトデザイン開発支援に関すること。
 - イ 部品加工、金属製作等に関すること。
 - ウ 立体造形技術に関すること。
 - エ 環境試験に関すること。
 - オ 化学機器分析・測定、物性評価等に関すること。
 - カ その他城東地域の技術支援に関すること。
 - (2) 化学物質、高圧ガス、危険物及び廃液の管理に関すること。
- また、管理係を置き、城東支所に係る次の事務を所掌する。

- (1) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 成果物の発行及び管理に関すること。
- (4) 安全衛生に関すること。
- (5) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 施設の取締り及び利用調整に関すること。
- (8) 財産管理に関すること。
- (9) 通信設備の維持管理に関すること。
- (10) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること。
- (11) 職員の研修に関すること。
- (12) 依頼試験等の会計処理に関すること。
- (13) 技術セミナー、講習会等産業人材育成に関すること。
- (14) 建物の維持管理に関すること。
- (15) その他支所内他担当分野に属しないこと。

墨田支所

担当分野として素材快適性、感覚快適性及び身体運動計測を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理に関すること。
 - ア 人間の生理反応、知覚及び動作等の計測に関すること。
 - イ 快適性評価に基づいた製品開発に関すること。
 - ウ 製品の安全性及び耐久性の評価に関すること。
 - エ 製品と人間の相互作用の計測に関すること。
 - オ その他人間工学技術に関すること。

- (2) 化学物質、高圧ガス、危険物及び廃液の管理に関すること。

また、管理係を置き、墨田支所に係る次の事務を所掌する。

- (1) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 成果物の発行及び管理に関すること。

- (4) 安全衛生に関すること。
- (5) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 施設の取締り及び利用調整に関すること。
- (8) 財産管理に関すること
- (9) 通信設備の維持管理に関すること。
- (10) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること。
- (11) 職員の研修に関すること。
- (12) 依頼試験等の会計処理に関すること。
- (13) 技術セミナー、講習会等産業人材育成に関すること。
- (14) 建物の維持管理に関すること。
- (15) 図書室の管理運営及び調整に関すること。
- (16) その他支所内他担当分野に属しないこと。

城南支所

担当分野として機器分析・環境試験、精密測定及び試作加工を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理に関すること。
 - ア 強度試験及び精密測定に関すること。
 - イ 化学機器分析、材料表面・物性評価等 に関すること。
 - ウ 非破壊検査に関すること。
 - エ 立体造形技術に関すること。
 - オ その他城南地域の技術支援に関すること。

- (2) 化学物質、高圧ガス、危険物及び廃液の管理に関すること。

また、管理係を置き、城南支所に係る次の事務を所掌する。

- (1) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 成果物の発行及び管理に関すること。

- (4) 安全衛生に関すること。
- (5) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 施設の取締り及び利用調整に関すること。
- (8) 財産管理に関すること。
- (9) 通信設備の維持管理に関すること。
- (10) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること
と（城東支所及び墨田支所における一定金額以上の契約事務を含む）。
- (11) 職員の研修に関すること。
- (12) 依頼試験等の会計処理に関すること。
- (13) 技術セミナー、講習会等産業人材育成に関すること。
- (14) 建物の維持管理に関すること。
- (15) その他支所内他担当分野に属しないこと。

食品技術センター

担当分野として食品技術を置き、次の事務を所掌する。

- (1) 以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理に関すること。
 - ア 食品衛生管理に関すること。
 - イ 栄養成分等の分析・評価に関すること。
 - ウ 食品健康機能に関すること。
 - エ 食品素材の加工特性に関すること。
 - オ 食品物性の測定・評価に関すること。
 - カ 呈味・香気成分の分析・評価に関すること。
 - キ 食品の製造加工に関すること。
 - ク 食品の品質保持に関すること。
 - ケ 有用微生物の利用に関すること。
 - コ 都農産物の特性評価と利用開発に関すること。
 - サ その他食品工業技術に関すること。
- (2) 化学物質、高圧ガス、危険物及び廃液の管理に関すること。
- (3) 食品関係公設試験研究機関との連携に関すること。

- (4) 東京都の食品産業支援事業及び農林水産振興施策に関すること。
- (5) 公益財団法人東京都中小企業振興公社の食品産業支援事業に関すること。
- (6) 東京都食品産業協議会及び食品業界団体に関すること。
- (7) フードテックによる製品開発支援事業に係る試験、研究開発、支援等に関すること。

また、管理係を置き、食品技術センターに係る次の事務を所掌する。

- (1) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 成果物の発行及び管理に関すること。
- (4) 安全衛生に関すること。
- (5) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 施設の取締り及び利用調整に関すること。
- (8) 財産管理に関すること。
- (9) 通信設備の維持管理に関すること。
- (10) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること。
- (11) 職員の研修に関すること。
- (12) 依頼試験等の会計処理に関すること。
- (13) 技術セミナー、講習会等産業人材育成に関すること。
- (14) 建物の維持管理に関すること。
- (15) 図書室の管理運営及び調整に関すること。
- (16) その他食品技術センター内他担当分野に属しないこと。

多摩テクノプラザ

総合支援課

管理係、連携支援係及び普及係を置き、多摩テクノプラザに係る次の事務を所掌する。

- (1) 職員の服務並びに給与及び旅費の支給事務に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。
- (3) 成果物の発行及び管理に関すること。

- (4) 安全衛生に関すること。
- (5) 書類の收受、発送、配布、編集及び保存に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 所有車の運転等に関すること。
- (8) 施設の取締り及び利用調整に関すること。
- (9) 製品開発支援ラボの運営に関すること。
- (10) 財産管理に関すること。
- (11) 通信設備の維持管理に関すること。
- (12) 物品の購買、修理、工事、委託、請負その他の契約事務に関すること。
- (13) 依頼試験等の会計処理に関すること。
- (14) 業務の広報に関すること。
- (15) 見学等に関すること。
- (16) その他産業技術に係る普及事業に関すること。
- (17) 異業種交流に関すること。
- (18) 技術研究会に関すること。
- (19) 技術セミナー、講習会等産業人材育成に関すること。
- (20) 研究職員の研修に関すること。
- (21) 技術相談に関すること。
- (22) 資料室の管理運営及び調整に関すること。
- (23) その他多摩テクノプラザ内他グループに属しないこと。

電子技術グループ

担当分野としてモビリティEMC及び電子応用を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 電波及び電磁ノイズに関すること。
- (2) EMC試験及びEMC対策に関すること。
- (3) EMC規格に対応した製品開発に関すること。
- (4) 電子回路の設計応用に関すること。
- (5) ネットワーク応用及び電力伝送に関すること。
- (6) 依頼試験の受付及び調整に関すること。
- (7) 機器利用の受付及び調整に関すること。

- (8) 技術研究会に関すること。
- (9) 技術セミナー及び講習会の実施に関すること。
- (10) ゼロエミッションに資するモビリティ産業支援事業に係る試験、支援等に関すること。
- (11) その他電子技術に関すること。

複合素材技術グループ

担当分野として機能性加工、繊維強化複合材料及び材料評価計測を置き、以下の技術に係る試験、研究開発、支援等及びその実績管理を所掌する。

- (1) 機能性加工に関すること。
- (2) 繊維強化複合材料に関すること。
- (3) 繊維製品に関すること。
- (4) 立体造形技術に関すること。
- (5) 材料の分析・評価・計測に関すること。
- (6) 依頼試験の受付及び調整に関すること。
- (7) 機器利用の受付及び調整関すること。
- (8) 技術研究会に関すること。
- (9) 技術セミナー及び講習会の実施に関すること。
- (10) ゼロエミッションに資するモビリティ産業支援事業に係る試験、支援等に関すること。
- (11) その他複合素材技術に関すること。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2022年4月1日から施行する。

この規程は、2022年10月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。

この規程は、2025年4月1日から施行する。